

平成 23 年度京都府食育推進行動計画



きょうと食育ネットワーク
マスコット なす坊



平成 23 年 9 月
京 都 府

【 目 次 】

| | | |
|-----|--------------|----|
| 1 | 取組一覧 | 1 |
| 2 | 取組の展開 | 5 |
| (1) | 世代に応じた食育の推進 | 5 |
| ア | 子どもの食育支援 | 5 |
| イ | 学生等若い世代の食育支援 | 10 |
| ウ | 中年の食育支援 | 12 |
| エ | 高齢者の支援 | 13 |
| (2) | 家庭における食育の推進 | 15 |
| (3) | 地域における食育の推進 | 18 |
| 3 | 数値目標 | 24 |

平成23年3月に策定した「第2次京都府食育推進計画」に基づき、京都府における食育の取組の実施状況を管理・点検し、食育を総合的かつ効果的に推進していくため、平成23年度における実行計画として、この計画を策定します。

なお、この計画は第2次京都府食育推進計画の「4 施策の展開」の体系に沿って作成されています。

1 取組一覧

| 第2次京都府食育推進計画 | | 平成23年度の取組事項 | 担当 |
|---|---------------|---|-----------------|
| (1) 世代に応じた食育の推進 | ア 子どもの食育支援 | ①農作物栽培や家畜の世話、調理等、農業や食に関する体験活動の充実 | |
| | | ◆府施設を活用した様々な食育・環境体験教室の開催 | 自然環境保全課 |
| | | ◆子供を対象とした農業体験の開催 | 農村振興課 |
| | | ◆府関連施設を活用した農林漁業体験 | 農村振興課(丹後あじわいの郷) |
| | | ◆食農教育サポーター(仮称)養成講座の開講とサポーターの登録 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆食農体験農場の開設推進 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆調理実習等の充実 | 学校教育課、高校教育課 |
| | | ◆地域の人材を活用した体験学習等の実施 | 保健体育課 |
| | | ◆親子農業体験ツアー(おいしい食の応援隊) | 南丹広域振興局 |
| | | ②食に関する体験・学習できる施設等の情報提供 | |
| | | ◆該当施設に関する情報の収集・提供 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆“食”関連情報の発信 | 中丹広域振興局、水産事務所 |
| | | ③親子料理教室等の開催 | |
| | | ◆食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援 | 健康対策課(各保健所) |
| | | ◆食育講座の開催 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆親子など府民を対象にした食育の推進 | 丹後広域振興局、丹後教育局 |
| | | ④地場産物の活用や郷土料理・行事食など地域の特色をいかした給食・調理実習の実施 | |
| | | ◆特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援 | 健康対策課(各保健所) |
| | | ◆生産者と学校を結ぶコーディネーターの育成 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆地場産物を取り入れた学校給食の促進 | 保健体育課 |
| | | ◆地域に伝わる郷土料理を学ぶ食育教室の開催 | 南丹広域振興局 |
| | | ⑤食生活改善推進員や生活研究グループ、生産者等地域の食の専門家の協力を得た食育の取組 | |
| | | ◆食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会の実施) | 健康対策課(各保健所) |
| | | ◆食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆食育講座の開催 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆地域の人材を活用した体験学習等の実施 【再掲】 | 保健体育課 |
| ◆子どもたち等を対象とする食育の推進 | 山城広域振興局、山城教育局 | | |
| ◆親子など府民を対象にした食育の推進 【再掲】 | 丹後広域振興局、丹後教育局 | | |
| ⑥食に関する指導と給食の管理を行う栄養教諭の配置拡充、採用の維持 | | | |
| ◆採用選考試験等の実施 | 教職員課 | | |
| ⑦食育に関する教職員の意識向上及び資質向上 | | | |
| ◆特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など | 健康対策課(各保健所) | | |
| ◆教職員研修の充実 | 保健体育課 | | |
| ◆子どもを対象とした野菜たっぷり給食献立の交流 | 山城北保健所 | | |
| ◆乙訓学校給食研究大会の開催 | 乙訓教育局 | | |
| ◆山城地方食育・学校給食研究協議会の開催 | 山城教育局 | | |
| ◆南丹地区食育・学校給食研究協議会の開催 | 南丹教育局 | | |
| ◆中丹地区食育・学校給食研究大会の開催 | 中丹教育局 | | |
| ◆丹後地方食育・学校給食研修会の開催 | 丹後教育局 | | |
| ⑧他校種(幼・保、小、中、高等)と連携した食育の推進 | | | |
| ◆特定給食施設等従事者講習会 | 健康対策課(各保健所) | | |
| ◆校種間連携による食育の推進 | 保健体育課 | | |
| ◆小学校、高校、大学が連携した「パートナーズクール事業」の実施 | 南丹教育局 | | |
| ⑨あらゆる機会を通じた「食」に関する指導 | | | |
| ◆特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など 【再掲】 | 健康対策課(各保健所) | | |
| ◆出前講座への対応 | 健康対策課(各保健所) | | |
| ◆「こどもたちのための食と環境講座」の実施 | 農政課 | | |
| ◆学校での水産教室の開催 | 水産課 | | |
| ◆学校給食を活用した食育の推進 | 保健体育課 | | |
| ◆地域で生産される京野菜について食育教室を開催 | 南丹広域振興局 | | |
| ◆食育キャラクターの普及と活用 | 丹後保健所 | | |
| ◆子どもとお母さんのためのお魚媒体の普及と活用 | 丹後保健所 | | |

| 京都府食育推進計画 | | 平成23年度の取組事項 | 担当 |
|------------------------------------|---------------------------------------|--|---------------|
| (1) | イ 学生等若い世代の食育支援 | ①援農ボランティア活動等を通じた学生の農林漁業体験の推進 | |
| | | ②生協等の学生食堂と連携した「朝ごはんを毎日食べる」運動等の展開、郷土料理・行事食提供の推進 | |
| | | ◆食情報提供店への加入促進 | 健康対策課(各保健所) |
| | | ◆学生食堂における食育の推進 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ③大学と連携した食育の推進 | |
| | | ◆献血時における大学生等を対象にした栄養相談 | 薬務課 |
| | | ◆大学生に対する食育の推進 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆「京都米の良さ発見！」提案の募集 | 農産課 |
| | | ④親子農林漁業体験の推進 | |
| | | ◆食育講座の開催【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆特用林産物の栽培体験 | モデルフォレスト推進課 |
| | | ⑤食に関する体験・学習ができる施設等の情報提供 | |
| | | ◆該当施設に関する情報の収集・提供【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆“食”関連情報の発信【再掲】 | 中丹広域振興局、水産事務所 |
| | | ⑥生産現場での意見交換等の生産者と消費者との交流の促進 | |
| | | ◆意見交換・シンポジウムの開催 | 食の安心・安全推進課 |
| | | ◆食育講座の開催【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ⑦きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進 | | |
| | ◆食育強化月間における関係団体と連携した啓発 | 食の安心・安全推進課 | |
| | ◆スーパーマーケット等での食育啓発活動 | 食の安心・安全推進課 | |
| | ◆地元産物を活用したレシピ作成 | 食の安心・安全推進課 | |
| | ◆食育講座の開催【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | |
| | ⑧職場での料理教室の推進 | | |
| | ⑨健康診査結果を活用した生活習慣病予防の取組の推進 | | |
| | ◆地域・職域連携推進会議 | 健康対策課(各保健所) | |
| | ウ 中年の食育支援 | ①健康審査結果を活用した生活習慣病予防の取組の推進 | |
| | | ◆地域・職域連携推進会議【再掲】 | 健康対策課(各保健所) |
| ◆働きざかり世代への食を通じた健康づくり | | 南丹保健所 | |
| ②企業食堂と連携した郷土料理・行事食提供の推進 | | | |
| ◆健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取組 | | 健康対策課 | |
| ◆「たんとおあがり京都府産」施設(京都府産農産物利用推進施設)の認定 | | 食の安心・安全推進課 | |
| ③職場での料理教室の推進 | | | |
| ④きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進 | | | |
| ◆食育強化月間における関係団体と連携した啓発【再掲】 | | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆スーパーマーケット等での食育啓発活動【再掲】 | | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆地元産物を活用したレシピ作成【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | | |
| ◆食育講座の開催【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | | |
| エ 高齢者の支援 | ①社会福祉団体、商店街、流通事業者等と連携した調理実習体験や買い物弱者支援 | | |
| | ◆高齢者等への買い物支援 | 貿易・商業課 | |
| | ②高齢者の生活を充実させるための活動支援 | | |
| | ◆SKYふれあいフェスティバルにおける高齢者の栄養改善に係る普及啓発 | 高齢者支援課 | |
| | ◆地域・職域連携推進会議【再掲】 | 健康対策課(各保健所) | |
| | ③技能や技術を活用した農業や料理の体験の場等における活動支援 | | |
| | ◆農山漁村伝承技能の登録・認定 | 研究普及ブランド課 | |
| | ④きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進 | | |
| ◆食育強化月間における関係団体と連携した啓発【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | | |
| ◆スーパーマーケット等での食育啓発活動【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | | |
| ◆食育講座の開催【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | | |

| 京都府食育推進計画 | 平成23年度の取組事項 | 担当 |
|-----------------------------------|--|----------------------------|
| (2) 家庭における食育の推進 | ①「朝ごはんを毎日食べる」運動等の展開 | |
| | ◆保育所等での取組の支援 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆食育強化月間における関係団体と連携した啓発 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆スーパーマーケット等での食育啓発活動 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆小学校就学前の子どもを持つ親への支援 | 社会教育課 |
| | ◆朝食を食べない幼児ゼロを目指した保育園入園前の子どもをもつ親への食育啓発 | 丹後保健所 |
| | ②「食」の大切さや望ましい食習慣等についての啓発 | |
| | ◆出前講座への対応 【再掲】 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆各種イベントでの啓発 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆食のスクラップコンクール実施 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆各種イベントでの啓発 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆スーパーマーケット等での食育啓発活動 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆家庭における食育推進をねらいとした啓発 | 乙訓保健所、乙訓教育局、京都乙訓農業改良普及センター |
| | ◆子どもたち等を対象とする食育の推進 【再掲】 | 山城広域振興局、山城教育局 |
| | ◆直売所店頭での「なんたん・かんたん・やさい料理」レシピカード配付 | 南丹保健所 |
| | ◆働きざかり世代への食を通じた健康づくり 【再掲】 | 南丹保健所 |
| | ◆「みんなでコラボin中丹」における「基本的な生活習慣(はぐみ教室)」の開催 | 中丹教育局 |
| | ◆「伝えたいたんごの味」を活用した食生活改善推進員地域活動の推進と情報発信 | 丹後保健所 |
| | ③栄養指導・相談対応の充実 | |
| | ◆保育所等への支援 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆スーパーマーケット等での食育啓発活動 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ④親子料理教室等、「食」を楽しみながら学ぶ機会の提供 | |
| | ◆食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援 【再掲】 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆府関連施設を活用した農林漁業体験 | 農村振興課(丹後あじわいの郷) |
| | ◆食育講座の開催 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ⑤初めて父親、母親になる夫婦の子育てを意識した食育における保健・医療機関、NPO等の連携による取組 | |
| | ◆子育てを意識した食育講座の実施 | 食の安心・安全推進課 |
| ⑥きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進 | | |
| ◆各種イベントでの啓発 | 健康対策課 | |
| ◆食育強化月間における関係団体と連携した啓発 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆食育講座の開催 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆スーパーマーケット等での食育啓発活動 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆地元産物を活用したレシピ作成 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 | |
| (3) 地域における食育の推進 | ①五感を活性化する食農体験の場づくりの推進 | |
| | ◆府施設を活用した様々な食育・環境体験教室の開催 【再掲】 | 自然環境保全課 |
| | ◆食農体験農場の開設推進 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆消費者応援隊活動体験ツアー(おいしい食の応援隊) | 南丹広域振興局 |
| | ②食育を推進する人材の育成 | |
| | ◆管内栄養士ネットワーク推進事業 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆食生活改善推進員活動の支援(リーダー研修会の実施) 【再掲】 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆特定給食施設等従事者講習会 【再掲】 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆食育指導の知識・技術の習得を支援 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆食農教育サポーター(仮称)養成講座の開講とサポーターの登録 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆子どもたち等を対象とする食育の推進 【再掲】 | 山城広域振興局、山城教育局 |
| | ◆特定等給食施設従事者人材育成研修の開催 | 山城北保健所 |
| | ◆食育講演会の開催 | 丹後保健所 |
| | ③学校や福祉施設などの給食での地産地消の推進 | |
| | ◆特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援 【再掲】 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆生産者と学校を結ぶコーディネーターの育成 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆「たんとおあがり京都府産」施設(京都府産農産物利用推進施設)の認定 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| ◆地場産物を取り入れた学校給食の促進 【再掲】 | 保健体育課 | |
| ◆地元産農水産物を取り入れた学校給食の促進 | 丹後広域振興局、丹後教育局 | |

| 京都府食育推進計画 | 平成23年度の取組事項 | 担当 |
|-----------------------------|---|--------------------------|
| (3) 地域における食育の推進 | ④食生活改善推進員や生活研究グループ等が行う郷土料理・行事食の料理教室等の活動の推進 | |
| | ◆食生活改善推進員による親子料理教室等の取り組み支援 【再掲】 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆食育講座の開催 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆女性農業者による食育活動と農山漁村伝承技能保持者による技術伝承活動 | 研究普及ブランド課 |
| | ◆親子など府民を対象にした食育の推進 【再掲】 | 丹後広域振興局、丹後教育局 |
| | ◆「伝えたいたごの味」を活用した食生活改善推進員地域活動の推進と情報発信 【再掲】 | 丹後保健所 |
| | ⑤きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進 | |
| | ◆食育強化月間における関係団体と連携した啓発 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆食育講座の開催 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆スーパーマーケット等での食育啓発活動 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆地元産物を活用したレシピ作成 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ⑥生産者と消費者との生産現場での意見交換等交流の促進 | |
| | ◆意見交換・シンポジウムの開催 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆京野菜等ブランド産品に共感を覚える活動 | 研究普及ブランド課 |
| | ◆エコファーマーと消費者を結びつける交流会の開催 | 農産課 |
| | ◆京都米提供店の登録 | 農産課 |
| | ◆都市漁村交流の促進 | 水産課 |
| | ◆消費者応援隊活動(おいしい食の応援隊) | 南丹広域振興局 |
| | ◆地域において食や農への理解を深める交流活動の展開 | 南丹広域振興局 |
| | ◆中丹“食の環”づくり事業による“食の環”ネットワークの構築 | 中丹広域振興局、水産事務所 |
| | ⑦食の安心・安全についての関係機関と連携した情報提供 | |
| | ◆きょうと健康長寿推進府民会議 | 健康対策課(各保健所) |
| | ◆京都の伝統食品や加工技術を紹介する展示会等の開催 | 染織・工芸課 |
| | ◆意見交換・シンポジウムの開催 【再掲】 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆京都府及び関係機関の「食」に関する情報の提供 | 食の安心・安全推進課 |
| | ◆京都発！食とみどりのサイエンスNOW | 農林水産技術センター企画室(研究普及ブランド課) |
| | ◆「海まるごと体験」の実施 | 海洋センター(研究普及ブランド課) |
| | ◆管内市町食育関係各課担当者連絡調整会議の開催 | 丹後広域振興局、丹後教育局 |
| | ⑧社会福祉団体、商店街、流通事業者等と連携した調理実習体験や買い物弱者支援 | |
| ◆高齢者等への買い物支援 【再掲】 | 貿易・商業課 | |
| ⑨優良事例の紹介及び取組の拡大 | | |
| ◆食育総合交流会(仮称)の開催 | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆きょうと食育事例集の作成 | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆食育・地産地消推進協議会(仮称)の設置推進 | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆市町村食育推進計画の策定支援 | 食の安心・安全推進課 | |
| ◆管内市町が策定する食育推進計画の策定支援 | 乙訓保健所、乙訓教育局、京都乙訓農業改良普及センター | |
| ◆管内市町村が策定する食育推進計画の策定支援 | 山城南保健所 | |
| ◆きょうと健康長寿推進南丹地域府民会議食環境部会の実施 | 南丹保健所 | |
| ◆管内市町食育推進計画の策定支援 | 丹後広域振興局、丹後教育局 | |
| ◆丹後の食育実践活動事例の評価及び再検討 | 丹後保健所 | |

2 取組の展開

(1) 世代に応じた食育の推進

乳幼児期から高年期までそれぞれのライフステージにおいて、必要な「食」に関する能力を習得していくことで、生涯を通じて心身共に健康で豊かな生活を営むことができますが、望ましい食生活が実践できていません。

例えば、子どもは命と食の大切さを理解するための体験が不足していたり、学生等の若者は知識と技術が不足しているために食が貧しい状況にあったり、高齢者では新鮮な食料の入手が困難な状況、買い物弱者が発生するなど世代により課題に特徴があります。

ア 子どもの食育支援

① 農作物栽培や家畜の世話、調理等、農業や食に関する体験活動の充実

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-------------------------------|---|---|
| 府施設を活用した様々な食育・環境体験教室の開催 | 府立丹後海と星の見える丘公園において、指定管理者主催により、生ゴミを堆肥化して土づくりから農作物の栽培・収穫体験・火おこしからおくどさん（かまど）を使った調理体験、石窯を使ったパン焼き体験などさまざまな食育・環境体験教室を開催し、宿泊者等には地元産食材を使った食育を大切に料理を提供します。 | 自然環境保全課 |
| 子供を対象とした農業体験の開催 | 地域の高齢化が進み、農業への関心も希薄になる中、将来を担う子供達の参加による植え付け体験や収穫体験を通じて、農業に対する関心を深めるためのイベントを地域団体が主体となって開催します。 目標値：農業体験イベント 5地区 |  農村振興課 |
| 府関連施設を活用した農林漁業体験 | サツマイモづくりやブルーベリー、イチゴなどの収穫体験活動を推進します。  | 農村振興課 (丹後あじわいの郷) |
| 食農教育サポーター（仮称）養成講座の開講とサポーターの登録 | 学校等において、専門的な知識を有し農作業や調理を指導できる人材を育成するため、養成講座を開講し、サポーターの登録を行います。 目標：養成講座開催 2回 サポーター登録 40名 | 食の安心・安全推進課 |
| 食農体験農場の開設推進 | 子どもたちが五感を使って、種まき・苗植え、草引き、施肥、収穫、調理など一連の農作業等を1年を通じて体験できる農場の開設を支援します。 目標：農場開設数 7箇所 | 食の安心・安全推進課 |
| 調理実習等の充実 | 基礎的な技能を身に付け、日常生活で活用できるようにします。食文化を継承しつつ、健康で安全な調理を工夫し、食事を作る楽しさや食べる喜びを味わうことができますようにします。 | 学校教育課 高校教育課 |
| 地域の人材を活用した体験学習等の実施 | 「栄養教諭を中核とした食育推進事業」において、地域の他校種の学校や関係機関と連携を図り、地域の食に関する体験学習等を取り入れながら食育を推進します。 | 保健体育課 |
| 親子農業体験ツアー（おいしい食の応援隊） | 親子で農作業や農産物加工を体験し、自ら手がけた収穫物や加工品を食べて、農業、農村、地産地消への理解を深めます。 | 南丹広域振興局（農林商工部） |

② 食に関する体験・学習できる施設等の情報提供

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--------------------------|---|---|
| 該当施設に関する情報の収集・提供 | 該当施設についての情報をホームページを通じて情報提供します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 | 「きょうと食育ネットワーク」を通じて、府内で行われている食育支援の活動を登録し、ホームページ等で情報提供することで、食育に取り組むにあたって必要な情報を容易に取得できるようにします。 【食育支援の取組】 ○ボランティア活動 ○企業・工房等の見学 ○講師の派遣 ○教材等の提供 ○農林漁業体験プログラム 等 | 食の安心・安全推進課 |
| “食”関連情報の発信 | 中丹地域の安心・安全な地場産品や施設を紹介する中丹“食の環”マップを作成し、広く府民にPRします。 | 中丹広域振興局（農林商工部企画調整室、中丹東・西農業改良普及センター、中丹西・東保健所） 水産事務所 |

③ 親子料理教室等の開催

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-------------------------|--|-------------------------------|
| 食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援 | 食生活を通じた健康づくりのボランティア団体である食生活改善推進員が、各地域でおやこ食育教室等に取り組むにあたり、取組の支援や技術向上のためのリーダー研修会を実施します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 食育講座の開催 | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 親子など府民を対象にした食育の推進 | 地元産農水産物・農林漁業の理解や丹後の食文化を理解する機会を提供するために、生産者や食生活改善推進員等の協力を得て府民を対象にした（郷土食）料理教室を開催します。 | 丹後広域振興局（農林商工部・丹後保健所） 丹後教育局 |

④ 地場産物の活用や郷土料理・行事食など地域の特色をいかした給食・調理実習の実施

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|---|---|-------------|
| 特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援 | 給食を実施している施設で、地域の特色や工夫を活かした給食の提供ができるよう、保健所による給食施設巡回指導時の個別相談により支援します。 ＜特定給食施設＞ 健康増進法第20条では、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設。 ただし、府ではそれ以下の食数の施設に対しても指導対象施設としている。 | 健康対策課（各保健所） |
| 生産者と学校を結びコーディネーターの育成 | 学校・保育園給食への地元農林水産物の供給を拡大するため、地元の農林水産物の旬・生産状況と学校給食のニーズを把握し、生産者と学校の調整活動を行うコーディネーターを育成します。 目標：育成研修会開催 2回 | 食の安心・安全推進課 |

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------------|---|----------------|
| 地場産物を取り入れた学校給食の促進 | 学校給食への地場産物の活用とともに、郷土食、行事食など取り入れることによって、子どもたちに地元産物や食文化への理解を深め、郷土への関心を高めます。 | 保健体育課 |
| 地域に伝わる郷土料理を学ぶ食育教室の開催 | 地域の小学生を中心に、地域の郷土料理の良さを見直すため、背景や時期や調理方法等を伝えます。 目標値：食育教室 1回 | 南丹広域振興局（農林商工部） |

⑤ 食生活改善推進員や生活研究グループ、生産者等地域の食の専門家の協力を得た食育の取組

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-------------------------------------|---|----------------------------------|
| 食生活改善推進員活動の支援（リーダー研修会の実施） | 保健所は、食生活改善推進員のリーダー層に研修会を行い、食育に関する最新知識や事例共有などの機会を提供し、効果的な活動が展開されるよう支援します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 再掲（1）ア② | 「きょうと食育ネットワーク」を通じて、府内で行われている食育支援の活動を登録し、ホームページ等で情報提供することで、食育に取り組むにあたって必要な情報を容易に取得できるようにします。 【食育支援の取組】 ○ボランティア活動 ○講師の派遣 ○農林漁業体験プログラム ○企業・工房等の見学 ○教材等の提供 等 | 食の安心・安全推進課 |
| 食育講座の開催 再掲（1）ア③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 地域の人材を活用した体験学習等の実施 再掲（1）ア① | 「栄養教諭を中核とした食育推進事業」において、地域のお他校種の学校や関係機関と連携を図り、地元の食に関する体験学習等を取り入れながら食育を推進します。 | 保健体育課 |
| 子どもたち等を対象とする食育の推進 | 「やましろ食育プロジェクト」として食育推進を支援します。 ○地域における食育推進に関わる人材育成 ○食育推進関係者等のネットワークづくりを支援 ○地域と連携した食育推進の意識啓発の実施 | 山城広域振興局（農林商工部、山城北・南保健所） 山城教育局 |
| 親子など府民を対象にした食育の推進 再掲（1）ア③ | 地元産農水産物・農林漁業の理解や丹後の食文化を理解する機会を提供するために、生産者や食生活改善推進員等の協力を得て府民を対象にした（郷土食）料理教室を開催します。 | 丹後広域振興局（農林商工部・丹後保健所） 丹後教育局 |

⑥ 食に関する指導と給食の管理を行う栄養教諭の配置拡充、採用の維持

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|------------|---|------|
| 採用選考試験等の実施 | 専門性を有する栄養教諭の新規採用枠を引き続き設けるなど、積極的に配置を促進します。 | 教職員課 |

⑦ 食育に関する教職員の意識向上及び資質向上

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|------------------------|---|-------------|
| 特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など | 保健所が実施する特定給食施設等巡回指導や従事者講習会の開催などにより、献立や食育に関する知識普及・情報提供等を行い、給食施設従事者の意識の向上を図ります。 | 健康対策課（各保健所） |
| 教職員研修の充実 | 初任者・新規採用者への研修を実施するとともに、教育局別研修会などを開催することによって、学校における食育を推進するための教職員の意識向上及び資質向上を図ります。 | 保健体育課 |
| 子どもを対象とした野菜たっぷり給食献立の交流 | 食育の媒体となる「給食」について、保育所等で提供されている野菜たっぷり人気献立の交流を行うことにより、保育所や家庭における野菜の摂取量増加を図ります。 目標：平成23年度 1回実施 | 山城北保健所 |
| 乙訓学校給食研究大会の開催 | 乙訓管内の学校給食実施校及び各市町教育委員会の学校給食関係者を対象として、乙訓学校給食研究会と連携し、学校給食における管理運営・栄養管理や調理・食に関する指導についての諸問題を研究協議し学校給食の安全性の確保を図るとともに、健康教育の一環としての学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、研修会を開催します。 ○7月28日（木）大山崎町立中央公民館 | 乙訓教育局 |
| 山城地方食育・学校給食研究協議会の開催 | 山城管内の学校、学校給食共同調理場及び市町（広域連合）教育委員会の教職員・調理員等学校給食関係者が食に関する指導についての理解を深め、学校教育活動全体を通じた食育の推進を図るとともに、学校給食の管理及び運営並びに食に関する指導について研究協議し、学校給食の安全性の確保と健康教育に関する指導のより一層の充実を図ります。 ○7月28日（木）山城総合文化センター | 山城教育局 |
| 南丹地区食育・学校給食研究協議会の開催 | 南丹管内の幼・小・中・府立学校・学校給食センター・市町教育委員会等の教職員及び調理員等が、食に関する指導や管理運営についての実践交流や家庭、地域社会、関係機関との連携による食育の推進について学び合い、安心・安全で、かつ生涯にわたる健康づくりの基盤となる学校給食の充実と、学校教育活動全体を通じた食育の推進を図ります。 ○8月11日（木）南丹市日吉町生涯学習センター | 南丹教育局 |
| 中丹地区食育・学校給食研究大会の開催 | 中丹管内の給食実施校、学校給食共同調理場及び各市教育委員会の担当者が学校給食の管理及び運営並びに指導について研究協議し、学校給食の安全性の確保・食中毒の防止・食に関する指導の一層の充実を図ります。 ○7月27日（水）舞鶴商工観光センター | 中丹教育局 |
| 丹後地方食育・学校給食研修会の開催 | 丹後管内の学校・学校給食センター・市町（組合）教育委員会の教職員・調理従事員・関係職員を受講対象者とし、食に関する指導についての理解を深め、食に関する指導計画に基づいた学校教育活動全体を通じた食育の推進と生きた教材としての学校給食の充実や安全かつ安心な学校給食の実施に向けて一層の徹底を図ることを目的とした研修会を開催します。 ○8月2日（火）アグリセンター大宮 | 丹後教育局 |

⑧ 他校種（幼・保、小、中、高等）と連携した食育の推進


| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--------------------------------|--|-------------|
| 特定給食施設等従事者講習会 | 特定給食施設等従事者講習会の場を活用し、情報提供や施設間の交流の場を提供することで、連携した食育を推進します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 校種間連携による食育の推進 | 「栄養教諭を中核とした食育推進事業」において、地域の他校種の学校や関係機関と連携を図り、地元の食に関する体験学習等を取り入れながら食育を推進します。 | 保健体育課 |
| 小学校、高校、大学が連携した「パートナーズクール事業」の実施 | 京丹波町立瑞穂小学校と須知高校と京都大学大学院の校種の異なる三者が連携し、京都大学が持つ知的資源を須知高校の食品科学科の持つ「食」を中心とした農業教育等に生かしながら、それらの教育資源を地域の小学校に普及することによって、地域全体の食育推進へと繋げるとともに、京都丹波の地域の絆を深める機会とします。 | 南丹教育局 |

⑨ あらゆる機会を通じた「食」に関する指導

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|---------------------------------|--|----------------|
| 特定給食施設等巡回指導・従事者講習会など 再掲(1)ア⑦ | 保健所が実施する特定給食施設等巡回指導や従事者講習会の開催などにより、献立や食育に関する知識普及・情報提供等を行い、給食施設従事者の意識の向上を図ります。 | 健康対策課（各保健所） |
| 出前講座への対応 | 望ましい食習慣について啓発を図るため、保健所などからの出前講座を実施します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 「こどもたちのための食と環境講座」の実施 | 地域の農林水産業やその環境が果たす役割についての理解促進を図るため、小・中学校などからの要請に基づいた出前講座を実施します。 | 農政課 |
| 学校での水産教室の開催 | 子どもたちの水産物に対する興味を喚起し、理解を深めるため、京都府の職員が各種学校へ出向き、講義を行います。 | 水産課 |
| 学校給食を活用した食育の推進 | 学校給食を生きた教材として活用し、給食の時間や関連教科等での指導を通じて、子どもたちに食への関心を持たせ、栄養バランスのとれた食事をとる自己管理能力を身に付けさせます。 | 保健体育課 |
| 地域で生産される京野菜について食育教室を開催 | 中学生に、地元特産物の栽培や調理方法を講義します。 目標値：食育教室 2回 | 南丹広域振興局（農林商工部） |
| 食育キャラクターの普及と活用 | 丹後の食育キャラクター「たべお君」と「いく子ちゃん」の普及と活用をインターネット等を通じて図ります。 たべお君 いく子ちゃん | 丹後保健所 |



(1) 世代に応じた食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|------------------------|--|-------|
| 子どもとお母さんのためのお魚媒体の普及と活用 | お魚キャラクター「ぎょっぴー博士」と魚の模型、魚の部位と食べ方、子どもとお母さんのためのリーフレットの普及と活用をインターネットや保育所指導等を通じて図ります。  | 丹後保健所 |

イ 学生等若い世代の食育支援

① 援農ボランティア活動等を通じた学生の農林漁業体験の推進

② 生協等の学生食堂と連携した「朝ごはんを毎日食べる」運動等の展開、郷土料理・行事食提供の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|---------------|--|-------------|
| 食情報提供店への加入促進 | 事業所や大学の食堂等で栄養成分表示やヘルシーメニューを提供されるよう保健所は事業主に働きかけ、栄養のアドバイスや健康づくり情報の提供等の支援を行います。また、加入事業所を、府のホームページ等で広報します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 学生食堂における食育の推進 | 府内の大学食堂における食育の取組状況を調査し、効果的な食育推進施策について検討します。 | 食の安心・安全推進課 |

③ 大学と連携した食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-----------------------|---|------------|
| 献血時における大学生等を対象にした栄養相談 | 大学での献血等の機会を利用した栄養相談・食生活指導を(社)京都府栄養士会の協力を得て実施します。 目標値：平成23年度 計25回 | 薬務課 |
| 大学生に対する食育の推進 | 大学生に対する食に関する意識・実践状況のアンケート調査を実施し、現状を把握するとともに、効果的な食育推進施策について検討します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 「京都米の良さ発見！」提案の募集 | 京都府米食推進協会が、管理栄養士、栄養士をめざしている京都の大学、短大、専門学校で学ぶ学生を対象に京都米に関する事業提案を募集し、学生に京都米の良さを再発見してもらうとともに、その提案を活用して府民に対して京都米の知識を広げることが目的としています。   | 農産課 |

④ 親子農林漁業体験の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--------------------|---|-------------|
| 食育講座の開催 再掲(1)ア③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 特用林産物の栽培体験 | きのこ栽培の体験を通じ、森林の恵みである特用林産物を食することへの関心を高めます。 目標値：森林整備体験教室 1回 モデルフォレスト関連行事 1回 | モデルフォレスト推進課 |

⑤ 食に関する体験・学習ができる施設等の情報提供

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-----------------------------|---|---|
| 該当施設に関する情報の収集・提供 再掲(1)ア② | 該当施設についての情報をホームページを通じて情報提供します。 | 食の安心・安全推進課 |
| “食”関連情報の発信 再掲(1)ア② | 中丹地域の安心・安全な地場産品や施設を紹介する中丹“食の環”マップを作成し、広く府民にPRします。 | 中丹広域振興局(農林商工部企画調整室、中丹東・西農業改良普及センター、中丹西・東保健所水産事務所) |

⑥ 生産現場での意見交換等の生産者と消費者との交流の促進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--------------------|--|------------|
| 意見交換・シンポジウムの開催 | 食の安全に関する施策や取組について、消費者及び生産者等と各広域振興局ごとに意見交換を行うとともに、消費者及び生産事業者等と協働して食の安心・安全シンポジウムを開催し、食品の安全性に関する知識を啓発します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 食育講座の開催 再掲(1)ア③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |

⑦ きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-----------------------|--|------------|
| 食育強化月間における関係団体と連携した啓発 | 「きょうと食育ネットワーク」が「朝ごはんを食べよう」を統一テーマとして定めている「きょうと食育強化月間(11月)」において、府内各団体と連携した啓発活動を行います。 | 食の安心・安全推進課 |
| スーパーマーケット等での食育啓発活動 | 食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。 目標：年4回実施 | 食の安心・安全推進課 |
| 地元産物を活用したレシピ作成 | 行事食、旬の食材を使った郷土食レシピを作成し、消費者に府内産農林水産物とその調理方法を知ってもらい、自ら調理し、次世代に伝承するきっかけづくりにつなげます。 | 食の安心・安全推進課 |
| 食育講座の開催 再掲(1)ア③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |

⑧ 職場での料理教室の推進

⑨ 健康診査結果を活用した生活習慣病予防の取組の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-------------|--|-------------|
| 地域・職域連携推進会議 | 保健所における地域・職域連携推進会議を通じて、事業所等が行う各種保健指導等に役立つ食生活改善の情報提供を行います。 <地域・職域連携推進会議> 地域保健と職域保健の間の健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源の相互活用などを通じて、地域・職域の連携体制を構築し、生涯を通じた継続的な健康支援を図るための会議 | 健康対策課（各保健所） |

ウ 中年の食育支援

① 健康診査結果を活用した生活習慣病予防の取組の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------------------|--|-------------|
| 地域・職域連携推進会議 再掲(1)イ⑨ | 保健所における地域・職域連携推進会議を通じて、事業所等が行う各種保健指導等に役立つ食生活改善の情報提供を行います。 <地域・職域連携推進会議> 地域保健と職域保健の間の健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源の相互活用などを通じて、地域・職域の連携体制を構築し、生涯を通じた継続的な健康支援を図るための会議 | 健康対策課（各保健所） |
| 働きざかり世代への食を通じた健康づくり | 多忙なため生活習慣の多くに課題を抱える働きざかり世代が健診受診や保健行動に結びつけられるよう、管内事業所従事者へ向けた食育事業を実施します。 目標：年6回以上 | 南丹保健所 |

② 企業食堂と連携した郷土料理・行事食提供の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-----------------------------------|---|------------|
| 健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズの取組 | 「健康ばんざい京のおばんざい弁当シリーズ」の取組を弁当製造業者等に働きかけ、京のおばんざい弁当の普及を図ります。 また、京のおばんざい弁当普及推進協議会が、ホームページや各種イベント等の様々な機会を通じて、積極的に広報・普及を行います。 | 健康対策課 |
| 「たんとおあがり京都府産」施設（京都府産農産物利用推進施設）の認定 | 地元農産物の利用に意欲的な病院・福祉施設、社員食堂を対象に認定章の交付を行い、意欲の向上を図ります。 | 食の安心・安全推進課 |

③ 職場での料理教室の推進

④ きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------------------------|--|------------|
| 食育強化月間における関係団体と連携した啓発 再掲(1)イ⑦ | 「きょうと食育ネットワーク」が「朝ごはんを食べよう」を統一テーマとして定めている「きょうと食育強化月間(11月)」において、府内各団体と連携した啓発活動を行います。 | 食の安心・安全推進課 |
| スーパーマーケット等での食育啓発活動 再掲(1)イ⑦ | 食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。 目標：年4回実施 | 食の安心・安全推進課 |
| 地元産物を活用したレシピ作成 再掲(1)イ⑦ | 行事食、旬の食材を使った郷土食レシピを作成し、消費者に府内産農林水産物とその調理方法を知ってもらい、自ら調理し、次世代に伝承するきっかけづくりにつなげます。 | 食の安心・安全推進課 |
| 食育講座の開催 再掲(1)ア③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |

エ 高齢者の支援

① 社会福祉団体、商店街、流通事業者等と連携した調理実習体験や買い物弱者支援

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-------------|--|--------|
| 高齢者等への買い物支援 | 市町村が支援が必要と認める買い物が困難な地域で商店街団体等が行う、宅配サービスや移動販売、店舗への移動手段の提供や便利な小売店舗の立地など、高齢者等の買い物の利便を高める事業に対し、支援します。 目標値：2事例 | 貿易・商業課 |

② 高齢者の生活を充実させるための活動支援

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-----------------------------------|--|-------------|
| SKYふれあいフェスティバルにおける高齢者の栄養改善に係る普及啓発 | 高齢者の健康づくり・介護予防について、広く一般府民に理解を深めてもらうため、(公社)京都府栄養士会に委託して栄養改善の普及啓発を実施する。 | 高齢者支援課 |
| 地域・職域連携推進会議 再掲(1)イ⑨ | 保健所における地域・職域連携推進会議を通じて、事業所等が行う各種保健指導等に役立つ食生活改善の情報提供を行います。 <地域・職域連携推進会議> 地域保健と職域保健の間の健康情報の共有や保健事業の実施に要する社会資源の相互活用などを通じて、地域・職域の連携体制を構築し、生涯を通じた継続的な健康支援を図るための会議 | 健康対策課(各保健所) |

③ 技能や技術を活用した農業や料理の体験の場等における活動支援

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------|--|-----------|
| 農山漁村伝承技能の登録・認定 | <p>農山漁村地域において多年にわたり培われ、行われてきた伝統的又は優れた生産・生活に係る技能を保持し、農林水産業や地域振興に意欲を持って技能の伝承活動ができる65歳以上の府内在住者を登録します。</p> <p>極めて優れた技能の保持者については、京都府の「農の匠」、「山の匠」、「海の匠」として認定し、京都府ホームページにおいて、お名前と技能について紹介します。</p> | 研究普及ブランド課 |

④ きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------------------------|---|------------|
| 食育強化月間における関係団体と連携した啓発 再掲(1)イ⑦ | <p>「きょうと食育ネットワーク」が「朝ごはんを食べよう」を統一テーマとして定めている「きょうと食育強化月間(11月)」において、府内各団体と連携した啓発活動を行います。</p> | 食の安心・安全推進課 |
| スーパーマーケット等での食育啓発活動 再掲(1)イ⑦ | <p>食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。</p> <p>目標：年4回実施</p> | 食の安心・安全推進課 |
| 食育講座の開催 再掲(1)ア③ | <p>「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。</p> | 食の安心・安全推進課 |

(2) 家庭における食育の推進

家庭は、食育を推進する上で最も大切な場であり、食育の原点です。


食の外部化が進んでいる現代にあっても、人が初めて食に触れる場である家庭では、基本的な生活習慣を身に付けたり、望ましい食習慣や知識を習得したり、食文化を伝承したりする上で非常に大きな役割があり、また食を介したコミュニケーションを通じて親子の絆を深めることができます。

しかし、朝食欠食が大きな問題となっているほか、食生活も原因の一つと考えられる生活習慣病の増加や食品ロスの発生などの課題があります。


① 「朝ごはんを毎日食べる」運動等の展開

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--------------------------------------|---|-------------|
| 保育所等での取組の支援 | 朝食を食べない幼児ゼロを目指し、保健所が保育所等への訪問や研修を通じて、給食の機会を捉え、食の重要性やそれに伴うマナーの理解など、年齢に応じた食育を支援します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 食育強化月間における関係団体と連携した啓発 再掲(1)イ⑦ | 「きょうと食育ネットワーク」が「朝ごはんを食べよう」を統一テーマとして定めている「きょうと食育強化月間（11月）」において、府内各団体と連携した啓発活動を行います。 | 食の安心・安全推進課 |
| スーパーマーケット等での食育啓発活動 再掲(1)イ⑦ | 食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。 目標：年4回実施 | 食の安心・安全推進課 |
| 小学校就学前の子どもを持つ親への支援 | 「早寝・早起き・朝ごはん」等規則正しい生活習慣や学習習慣がしっかり身につくよう、小学校就学前の子どもを持つ親を対象に「親のための応援塾」を開設し、家庭の教育力の向上を目指します。 | 社会教育課 |
| 朝食を食べない幼児ゼロを目指した保育園入園前の子どもをもつ親への食育啓発 | 保育所入園前の子どもの朝食欠食をなくすことを目標に保護者に対し食育の啓発を行います。 | 丹後保健所 |

② 「食」の大切さや望ましい食習慣等についての啓発

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|---------------------|--|-------------|
| 出前講座への対応 再掲(1)ア⑨ | 望ましい食習慣について啓発を図るため、保健所などからの出前講座を実施します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 各種イベントでの啓発 | 各種関係団体と連携し、各種イベントにおいて、府民へ正しい食習慣についての普及・啓発を行います。  ←食生活改善推進員連絡協議会作成の食事バランスガイドタペストリー | 健康対策課（各保健所） |
| 食のスクラップコンクール実施 | 「食」に関する新聞記事や資料のスクラップ制作を通じ、「食」への関心と理解を深めることを目的として、小中学生を対象にコンクールを開催します。 | 食の安心・安全推進課 |

(2) 家庭における食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--|--|---|
| 各種イベントでの啓発 | <p>「きょうと食育ネットワーク」と連携しながら、食に関わるイベント等に効果的な出展を行い、府民が食育を考え、体験出来る機会とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食育取組事例等の展示・配布 ○体験型ブース出展（食生活の見直しや、食に関わるマナー等の体験機会とします。） ○アンケート実施（府民の食育に対する意識を把握します。） | 食の安心・安全推進課 |
| スーパーマーケット等での食育啓発活動 再掲(1)イ⑦ | <p>食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。</p> <p>目標：年4回実施</p> | 食の安心・安全推進課 |
| 家庭における食育推進をねらいとした啓発 | <p>管内の2市1町で実施されるイベント等において、食について考え、体験できる機会を設け啓発に努めます。</p> <p>(3年計画の2年目)</p> <p>目標値：1回開催</p> | 乙訓保健所 乙訓教育局 京都乙訓農業改良普及センター |
| 子どもたち等を対象とする食育の推進 再掲(1)ア⑤ | <p>「やましろ食育プロジェクト」として食育推進を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における食育推進に関わる人材育成 ○食育推進関係者等のネットワークづくりを支援 ○地域と連携した食育推進の意識啓発の実施 | 山城広域振興局(農林商工部、山城北・南保健所) 山城教育局 |
| 直売所店頭での「なんたん・かんたん・やさしい料理」レシピカード配付 | <p>南丹地域府民会議食環境部会で公募・編集したレシピ集から、地産地消と旬の野菜による健康づくりを目的としてレシピカードを作成し、管内農作物直売所にて店頭配布を行います。</p> <p>目標：年4回・27カ所以上</p> | 南丹保健所 |
| 働きざかり世代への食を通じた健康づくり 再掲(1)ウ① | <p>多忙なため生活習慣の多くに課題を抱える働きざかり世代が健診受診や保健行動に結びつけられるよう、管内事業所従事者へ向けた食育事業を実施します。</p> <p>目標：年6回以上</p> | 南丹保健所 |
| 「みんなでコラボ in 中丹」における「基本的な生活習慣(はぐくみ教室)」の開催 | <p>中丹管内のPTA役員や各学校のPTA担当者等を対象に、福祉関係部局との連携を深め、社会総がかりで子どもたちを豊かにはぐくむ環境づくりについて、地域も親も教師もともに学び、広め合う機会として、「みんなでコラボ in 中丹」を開催します。</p> <p>食育に関する取組として、「基本的な生活習慣(はぐくみ教室)」では、中丹“食の環”プロジェクト事業と連携し、子どもたちが学んでいる食の授業を体験することを通して、食の大切さについて考えます。</p> <p>○6月26日(日) 舞鶴市中総合会館</p> <p>目標値：23年度 計1回</p> | 中丹教育局 |
| 「伝えたいたんごの味」を活用した食生活改善推進員地域活動の推進と情報発信 | <p>丹後保健所管内食生活改善推進員連絡協議会に所属する食生活改善推進員は、平成21年度に作成した「伝えたいたんごの味」リーフレットを利用した地域活動を行い、平成22年度は「活用報告集」を作成しました。</p> <p>郷土食の良さを生かし、良い食生活が親から子へと伝わる食育活動が進められるように支援します。</p> | 丹後保健所  |

③ 栄養指導・相談対応の充実

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--------------------------------|---|-------------|
| 保育所等への支援 | 保健所が行う巡回指導等を通じて、保育所に対し、栄養指導上の課題解決に向けた相談に応じます。 | 健康対策課（各保健所） |
| スーパーマーケット等での食育啓発活動 再掲（1）イ ⑦ | 食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。 目標：年4回実施 | 食の安心・安全推進課 |

④ 親子料理教室等、「食」を楽しみながら学ぶ機会の提供

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-------------------------------------|--|---------------------|
| 食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援 再掲（1）ア ③ | 食生活を通じた健康づくりのボランティア団体である食生活改善推進員が、各地域でおやこ食育教室等に取り組むにあたり、取組の支援や技術向上のためのリーダー研修会を実施します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 府関連施設を活用した農林漁業体験 | パンやケーキづくりを通じて、「食」を楽しみながら学ぶ機会を提供します。 | 農村振興課 （丹後あじわいの郷） |
| 食育講座の開催 再掲（1）ア ③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |

⑤ 初めて父親、母親になる夫婦の子育てを意識した食育における保健・医療機関、NPO等の連携による取組

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-----------------|---|------------|
| 子育てを意識した食育講座の実施 | 「きょうと食育ネットワーク」との共催により、これから親になる世代を対象とした食育講座を実施します。 | 食の安心・安全推進課 |

⑥ きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-----------------------------------|--|------------|
| 各種イベントでの啓発 | 「きょうと食育ネットワーク」と連携しながら、食に関するイベント等に効果的な出展を行い、府民が食育を考え、体験できる機会とします。 | 健康対策課 |
| 食育強化月間における関係団体と連携した啓発 再掲（1）イ ⑦ | 「きょうと食育ネットワーク」が「朝ごはんを食べよう」を統一テーマとして定めている「きょうと食育強化月間（11月）」において、府内各団体と連携した啓発活動を行います。 | 食の安心・安全推進課 |
| 食育講座の開催 再掲（1）ア ③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |
| スーパーマーケット等での食育啓発活動 再掲（1）イ ⑦ | 食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。 目標：年4回実施 | 食の安心・安全推進課 |
| 地元産物を活用したレシピ作成 再掲（1）イ ⑦ | 行事食、旬の食材を使った郷土食レシピを作成し、消費者に府内産農林水産物とその調理方法を知ってもらい、自ら調理し、次世代に伝承するきっかけづくりにつなげます。 | 食の安心・安全推進課 |

(3) 地域における食育の推進

住民に身近な市町村・地域での食育の推進のためには、様々な団体や関係者が協働して取り組む必要がありますが、関係者の連携のための市町村食育推進計画の策定が進んでいません。

また、伝統行事や郷土料理、行事食をはじめとする食文化を次の世代に伝承したり、食農体験農場等体験の場づくりなどについても、地域には食育において重要な役割があります。

① 五感を活性化させる食農体験の場づくりの推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|------------------------------------|---|----------------|
| 府施設を活用した様々な食育・環境体験教室の開催 再掲(1)ア① | 府立丹後海と星の見える丘公園において、指定管理者主催事業である自然環境をテーマにした教育事業として、農作物栽培・収穫体験や調理実習、生ゴミを堆肥化し活用するゼロエミ教室などのプログラムを実施し、宿泊者等には地元産食材を使った食育を大切に料理を提供します。 | 自然環境保全課 |
| 食農体験農場の開設推進 再掲(1)ア① | 子どもたちが五感を使って、種まき・苗植え、草引き、施肥、収穫、調理など一連の農作業等を1年を通じて体験できる農場の開設を支援します。 目標：農場開設数 7箇所 | 食の安心・安全推進課 |
| 消費者応援隊活動体験ツアー（おいしい食の応援隊） | 消費者が農作業を手伝い、農家と顔の見えるお付き合いで、相互応援の絆をつくる、消費者応援隊活動を体験してもらい、応援隊参加者の拡大を図り、地産地消の裾野を広げます。 | 南丹広域振興局（農林商工部） |

② 食育を推進する人材の育成

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--|---|----------------------------------|
| 管内栄養士ネットワーク推進事業 | 保健所は、地域での食育を推進するため、施設や地域で活動する栄養士に対し研修会や情報共有の場を提供することにより、栄養士間のネットワークづくりを行います。 | 健康対策課（各保健所） |
| 食生活改善推進員活動の支援（リーダー研修会の実施） 再掲(1)ア⑤ | 保健所は、食生活改善推進員のリーダー層に研修会を行い、食育に関する最新知識や事例共有などの機会を提供し、効果的な活動が展開されるよう支援します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 特定給食施設等従事者講習会 再掲(1)ア⑧ | 特定給食施設等従事者講習会の場を活用し、情報提供や施設間の交流の場を提供することで、連携した食育を推進します。 | 健康対策課（各保健所） |
| 食育指導の知識・技術の習得を支援 | 地域で食育を実践するグループ等が子どもを対象として実施する体験型の食育教室の取組を支援し、グループ等の食育指導の知識・技術の習得を図ります。 | 食の安心・安全推進課 |
| 食農教育サポーター（仮称）養成講座の開講とサポーターの登録 再掲(1)ア① | 学校等において、専門的な知識を有し農作業や調理を指導できる人材を育成するため、養成講座を開講し、サポーターの登録を行います。 目標：養成講座開催 2回 サポーター登録 40名 | 食の安心・安全推進課 |
| 子どもたち等を対象とする食育の推進 再掲(1)ア⑤ | 「やましろ食育プロジェクト」として食育推進を支援します。 ○地域における食育推進に関わる人材育成 ○食育推進関係者等のネットワークづくりを支援 ○地域と連携した食育推進の意識啓発の実施 | 山城広域振興局（農林商工部、山城北・南保健所） 山城教育局 |

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|---------------------|---|--------|
| 特定等給食施設従事者人材育成研修の開催 | 食育の媒体となる「給食」が適切に提供されるよう、保育所（園）や老人福祉施設等で栄養管理業務に従事する者に対し研修会を開催します。 目標：平成23年度 4回実施 | 山城北保健所 |
| 食育講演会の開催 | 食育講演会は地域の関係者や食生活改善推進員、府民会議参画団体や市町等の行政・府民の広範な参加者を得て平成16年度から毎年継続開催しています。 平成23年度は、各関係機関と情報を交流しながら企画を行い、より幅広い団体や関係者の参加をめざし丹後の食育課題を共有します。 また、体験コーナーや参加団体の展示をとおし体験を通じて学ぶ機会を提供します。 | 丹後保健所 |

③ 学校や福祉施設などの給食での地産地消の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--|---|-------------------------------|
| 特定給食施設等巡回指導・従事者講習会などによる地域の特色を活かした給食の提供を支援 再掲(1)ア④ | 給食を実施している施設で、地域の特色や工夫を活かした給食の提供ができるよう、保健所による給食施設巡回指導時の個別相談により支援します。 <特定給食施設> 健康増進法第20条では、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設。 ただし、府ではそれ以下の食数の施設に対しても指導対象施設としている。 | 健康対策課（各保健所） |
| 生産者と学校を結ぶコーディネーターの育成 再掲(1)ア④ | 学校・保育園給食への地元農林水産物の供給を拡大するため、地元の農林水産物の旬・生産状況と学校給食のニーズを把握し、生産者と学校の調整活動を行うコーディネーターを育成します。 目標：育成研修会開催 2回 | 食の安心・安全推進課 |
| 「たんとおあがり京都府産」施設（京都府産農産物利用推進施設）の認定 再掲(1)ウ② | 地元農産物の利用に意欲的な病院・福祉施設、社員食堂を対象に認定章の交付を行い、意欲の向上を図ります。 | 食の安心・安全推進課 |
| 地場産物を取り入れた学校給食の促進 再掲(1)ア④ | 学校給食への地場産物の活用とともに、郷土食、行事食など取り入れることによって、子どもたちに地元産物や食文化への理解を深め、郷土への関心を高めます。 | 保健体育課 |
| 地元産農水産物を取り入れた学校給食の促進 | 地元農水産物を取り入れた、学校給食の促進のための学校栄養職員等の取組への支援、連携を実施します。 | 丹後広域振興局（農林商工部・丹後保健所） 丹後教育局 |

④ 食生活改善推進員や生活研究グループ等が行う郷土料理・行事食の料理教室等の活動の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--|--|-------------|
| 食生活改善推進員による親子料理教室等の取組支援 再掲(1)ア③ | 食生活を通じた健康づくりのボランティア団体である食生活改善推進員が、各地域でおやこ食育教室等に取り組むにあたり、取組の支援や技術向上のためのリーダー研修会を実施します。 | 健康対策課（各保健所） |

(3) 地域における食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|--|--|-------------------------------|
| 食育講座の開催 再掲(1)ア③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 食育に取り組む団体の食育支援活動の登録と情報提供 再掲(1)ア② | 「きょうと食育ネットワーク」を通じて、府内で行われている食育支援の活動を登録し、ホームページ等で情報提供することで、食育に取り組むにあたって必要な情報を容易に取得できるようにします。 【食育支援の取組】 ○ボランティア活動 ○企業・工房等の見学 ○講師の派遣 ○教材等の提供 ○農林漁業体験プログラム 等 | 食の安心・安全推進課 |
| 女性農業者による食育活動と農山漁村伝承技能保持者による技術伝承活動 | 京都府内の生活研究グループが取り組む郷土料理講習や農業体験などの食育活動を支援します。 また、農山漁村伝承技能保持者が行う農山漁村に伝わる技術伝承活動を支援します。 | 研究普及ブランド課 |
| 親子など府民を対象にした食育の推進 再掲(1)ア③ | 地元産農水産物・農林漁業の理解や丹後の食文化を理解する機会を提供するために、生産者や食生活改善推進員等の協力を得て府民を対象にした(郷土食)料理教室を開催します。 | 丹後広域振興局(農林商工部・丹後保健所) 丹後教育局 |
| 「伝えたいたんごの味」を活用した食生活改善推進員地域活動の推進と情報発信 再掲(2)② | 丹後保健所管内食生活改善推進員連絡協議会に所属する食生活改善推進員は、平成21年度に作成した「伝えたいたんごの味」リーフレットを利用した地域活動を行い、平成22年度は「活用報告集」を作成しました。 郷土食の良さを生かし、良い食生活が親から子へと伝わる食育活動が進められるように支援します。 | 丹後保健所 |



⑤ きょうと食育ネットワーク会員の連携による食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------------------------|--|------------|
| 食育強化月間における関係団体と連携した啓発 再掲(1)イ⑦ | 「きょうと食育ネットワーク」が「朝ごはんを食べよう」を統一テーマとして定めている「きょうと食育強化月間(11月)」において、府内各団体と連携した啓発活動を行います。 | 食の安心・安全推進課 |
| 食育講座の開催 再掲(1)ア③ | 「きょうと食育ネットワーク」による料理教室等の食育講座の開催を支援します。 | 食の安心・安全推進課 |
| スーパーマーケット等での食育啓発活動 再掲(1)イ⑦ | 食生活相談コーナーの設置、パネル展示等による食育啓発活動をスーパー等で実施します。 目標：年4回実施 | 食の安心・安全推進課 |
| 地元産物を活用したレシピ作成 再掲(1)イ⑦ | 行事食、旬の食材を使った郷土食レシピを作成し、消費者に府内産農林水産物とその調理方法を知ってもらい、自ら調理し、次世代に伝承するきっかけづくりにつなげます。 | 食の安心・安全推進課 |

⑥ 生産者と消費者との生産現場での意見交換等交流の促進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-------------------------------|---|---|
| 意見交換・シンポジウムの開催 再掲(1)イ⑥ | 食の安全に関する施策や取組について、消費者及び生産者等と各広域振興局ごとに意見交換を行うとともに、消費者及び生産事業者等と協働して食の安心・安全シンポジウムを開催し、食品の安全性に関する知識を啓発します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 京野菜等ブランド産品に共感を覚える活動 | (社)京のふるさと産品協会が行う消費者のブランド京野菜等生産現場見学などの生産者との交流事業を通じてブランド産品への理解を深めます。 | 研究普及ブランド課 |
| エコファーマーと消費者を結びつける交流会の開催 | エコファーマーの生産現場で、「えこふぁーマーファンくらぶ京都」と協働で消費者との交流会を開催し、環境にやさしい農業の取り組みへの理解を深めます。 目標：現地交流会 2回 | 農産課 |
| 京都米提供店の登録 | 京都府米食推進協会が、京都米を使用しているホテル、料理店を京都米提供店として登録し、登録章の交付式において、消費者、生産者、流通に関わる団体が意見交換を行います。 目標：23年度中に80店舗の登録 | 農産課 |
| 都市漁村交流の促進 | 丹後の水産物に対する都市住民の理解を促進するため、丹後水産物のPRや漁業・漁村体験等の都市漁村交流事業を行う団体を支援します。 | 水産課 |
| 消費者応援隊活動 (おいしい食の応援隊) | 消費者が農産物をつくる手伝いや、とれたての新鮮な地域の農産物を食べて地産地消をすすめ、農家と顔の見えるお付き合いで、相互応援の絆をつくります。 | 南丹広域振興局(農林商工部) |
| 地域において食や農への理解を深める交流活動の展開 | 「京都丹波『食』と『農』が結ぶ健康月間」を独自に設定し、管内の関係団体等と協働して、食育を含めたキャンペーン活動を30事業展開します。 | 南丹広域振興局(農林商工部) |
| 中丹“食の環”づくり事業による“食の環”ネットワークの構築 | 生産者や食生活改善推進員、地域の個性的な飲食店や給食施設従事者、生活改善グループ等で築かれた交流の環をさらに広め、地産地消や食育に関する理解の醸成を推進するため交流会を開催します。 平成23年度交流会開催：年4回 | 中丹広域振興局(農林商工部企画調整室、中丹東・西農業改良普及センター、中丹西・東保健所水産事務所) |

⑦ 食の安心・安全についての関係機関と連携した情報提供

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------|--|-------------|
| きょうと健康長寿推進府民会議 | 保健所におけるきょうと健康長寿推進府民会議を通じて、参画関係団体と連携し、府民へ生涯にわたる健康づくりに役立つ情報を提供します。 <きょうと健康長寿推進府民会議> 「新しい歴史に向かって走ろう府民運動」の一環として、総合的な府民の健康づくり指針「きょうと健やか21」に基づき、府民一人ひとりが健康で豊かな社会生活を営むため、自ら健康づくりに取り組むとともに、各関係団体が連携を図りながら、それぞれの特性を生かした事業の実施や支援を行い、府民の自主的な健康づくりの一層の推進を図る。 | 健康対策課(各保健所) |

(3) 地域における食育の推進

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|-------------------------------|---|-------------------------------|
| 京都の伝統食品や加工技術を紹介する展示会等の開催 | 京都の長い歴史の中で培われた伝統食品の展示、加工技術の紹介を通じて、京の食やその大切さについて知ってもらう機会を提供します。 伝統食品等の展示・加工技術の紹介・体験学習教室 実施主体：(社)京都府食品産業協会 | 染織・工芸課 |
| 意見交換・シンポジウムの開催 再掲(1)イ⑥ | 食の安全に関する施策や取組について、消費者及び生産者等と各広域振興局ごとに意見交換を行うとともに、消費者及び生産事業者等と協働して食の安心・安全シンポジウムを開催し、食品の安全性に関する知識を啓発します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 京都府及び関係機関の「食」に関する情報の提供 | ホームページ・メールマガジン等で「食」に関する情報を提供します。 <きょうと食育情報> http://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/index.html <食の安心・安全きょうと> http://www.pref.kyoto.jp/shoku-anshin/index.html | 食の安心・安全推進課 |
| 京都発！食とみどりのサイエンスNOW | 府民の方々に農林水産技術の最新の研究成果をわかりやすく紹介し、開発された技術が府民生活の向上につながることを理解していただきます。 目標値：平成23年度 1回開催 | 農林水産技術センター企画室(研究普及ブランド課) |
| 「海まるごと体験」の実施 | 海洋調査船「平安丸」の乗船や魚の解剖、海藻でつくる押し葉などの体験を通じて、京都府の海や魚、漁業への理解を促進する機会を提供します。 目標値：平成23年度 1回開催 | 海洋センター(研究普及ブランド課) |
| 管内市町食育関係各課担当者連絡調整会議の開催 | 学校給食への地元産農林水産物活用支援のための管内市町食育関係各課担当者連絡調整会議を開催します。 | 丹後広域振興局(農林商工部・丹後保健所) 丹後教育局 |

⑧ 社会福祉団体、商店街、流通事業者等と連携した調理実習体験や買い物弱者支援

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------------------|--|--------|
| 高齢者等への買い物支援 再掲(1)工① | 市町村が支援が必要と認める買い物に困難な地域で商店街団体等が行う、宅配サービスや移動販売、店舗への移動手段の提供や便利な小売店舗の立地など、高齢者等の買い物の利便を高める事業に対し、支援します。 目標値：2事例 | 貿易・商業課 |

⑨ 優良事例の紹介及び取組の拡大

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------|---|------------|
| 食育総合交流会(仮称)の開催 | 事例報告や展示など、食育に取り組む関係者の交流会を開催し、情報交換の場をすることにより、新たな取組や連携の創出、食育の推進を図ります。 | 食の安心・安全推進課 |
| 「きょうと食育事例集」の作成 | 「きょうと食育ネットワーク」を通じて、地域・団体等による食育の取組について調査を行い、優良なモデル事例を掲載した冊子を作成するとともに、きょうと食育ネットワーク会員等にモデル事例を紹介する等、府内全域への普及・拡大を図ります。 | 食の安心・安全推進課 |

| 取組事項 | 取組の内容 | 担当 |
|----------------------------|---|----------------------------------|
| 食育・地産地消推進協議会（仮称）の設置推進 | 学校・保育園やPTA代表、JA、府関係者（農業、教育、健康）等で構成する協議会を設置し、府内の食育・地産地消を推進します。 | 食の安心・安全推進課 |
| 市町村食育推進計画の策定支援 | 食育先進市町村の担当者を招いての研修・懇談会の開催や、市町村の事情に応じた助言等を行い、市町村食育推進計画の策定を支援します。 目標：計画策定市町村数 15/26市町村 | 食の安心・安全推進課 |
| 管内市町が策定する食育推進計画の策定支援 | 管内市町の食育推進計画の策定や進行管理を含む食育推進に関する支援を行います。 目標値：乙訓管内市町食育推進担当者会議の開催 | 乙訓保健所 乙訓教育局 京都乙訓農業改良普及センター |
| 管内市町村が策定する食育推進計画の策定支援 | 木津川市が策定する健康増進計画（食育推進計画として位置づけ）について、円滑な策定に向けて支援します。 | 山城南保健所 |
| きょうと健康長寿推進南丹地域府民会議食環境部会の実施 | 地域における食育をはじめとした食環境の課題解決をめざして、事例報告や対策事業を行います。 目標：年2回程度 | 南丹保健所 |
| 管内市町食育推進計画の策定支援 | 市町食育推進計画策定、学校給食への地元産農林水産物活用支援のための管内市町食育関係各課担当者連絡調整会議を開催します。 | 丹後広域振興局（農林商工部・丹後保健所） 丹後教育局 |
| 丹後の食育実践活動事例の評価及び再検討 | 平成22年度は平成21年に募集した食育事例を関係機関に配布するとともにホームページ等を通して府民に普及しました。平成23年度は、3年間の取組を評価し再検討を行います。 | 丹後保健所 |

3 数値目標

| 事項 | | 現状 (平成21年度) | 平成23年度 目標 | 達成目標 (平成27年度) | 説明 |
|----|----------------------------|----------------|----------------|------------------|---|
| 1 | 学校給食への地元農産物の供給品目数の割合 | 22.7% | 24%以上 | 30%以上 | 学校給食に地元農産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の農業や食文化への理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育む上で重要であるほか、地産地消にもつながるものです。このようなことから、学校給食への地元農産物の供給品目数の割合を30%以上とすることを目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課、教育庁保健体育課調べ) |
| 2 | 保護者を含めた参加型食育を実施している保育所数の割合 | 90.7% | 100% | 100% | 乳幼児は自らにおいて食を確保することが困難であることから、保護者等の食を提供する者への食育が重要である。このことから、保育所等の給食施設支援を通じて保護者を含めた参加型食育を実施している保育所の割合を100%にすることを目指します。 (京都府健康福祉部健康対策課調べ) |
| 3 | むし歯のない府内小学生の割合 | 38.9% | 39.9% | 43.9%以上 | 生涯にわたり、健康で豊かな生活を過ごすためには、十分な口腔機能の発達、維持が必要です。食生活を含め生活習慣とむし歯・歯周病の発生は極めて関係が深いことから、むし歯のない小・中学生の割合の増加を目指します。 (京都府教育庁保健体育課調べ) |
| | むし歯のない府内中学生の割合 | 51.3% | 52.3% | 56.3%以上 | |
| 4 | 食育に関心を持っている府民の割合 | 84.0% | 86%以上 | 90%以上 | 食育を府民運動として推進し、その成果を上げるためには、府民一人ひとりが自ら食育の実践を心掛けることが必要ですが、これにはまずより多くの府民に食育への関心を持ってもらうことが欠かせません。このようなことから、食育に関心を持っている府民の割合(食育に関心がある又はどちらかといえば関心がある)を、90%以上とすることを目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ) |
| 5 | 朝食を毎日食べる府内小学生の割合 | 87.5% | 増加 | 95%以上 | 子どもの食生活の乱れが様々な場面で指摘されており、成長段階からの食の問題は、子どもの将来にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。健康的な生活リズムや生活習慣を確立するため、1日の始まりである朝食を毎日食べる子どもの割合の増加を目指します。 (文部科学省「全国学力・学習状況調査」) |
| | 朝食を毎日食べる府内中学生の割合 | 78.1% | 増加 | 90%以上 | |
| 6 | 食農体験農場の数 | 0箇所 | 7箇所 | 20箇所以上 | 命と食の大切さを理解するためには、知識だけではなく、農作業や調理などの体験が効果的です。未来を担う子どもをはじめ府民が、五感をいきいきと発揮させ、種まきから施肥・除草・収穫、加工・調理まで一連の体験ができる機会を増やすため、「食農体験農場」の増加を目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ) |
| 7 | 食農体験サポーター(仮称)の数 | 0人 | 40人 | 100人以上 | 学校や地域において田植えや収穫体験等が農業者を講師として実施されていますが、農作業や調理体験を体系的に指導できる人材が少なく、一部の農家に集中しています。学校の農作業体験の充実要望や府民の食農体験のニーズに対応できるよう、農業体験等を体系的に指導できる農業者を「食農教育サポーター(仮称)」として養成し、その増加を目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ) |
| 8 | 食育の推進に関わるボランティアの数 | 4,500人 | 4,600人 | 5,000人以上 | 食育を府民運動として推進し、府民一人ひとりの食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために府民の生活に密着した活動に携わるボランティアが果たしている役割が重要です。このようなことから、食育の推進に関わるボランティアの数の増加を目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ) |
| 9 | 食情報提供店の店舗数 | 460店 | 560店 | 800店以上 | 生活スタイルの変化等から、外食への依存度が高まりつつあり、こうした状況に対応して府民の健康づくりを進めるためには、家庭内の食事だけでなく、外食・中食も含めた生活支援が必要です。このようなことから、飲食店等が提供メニュー等に健康や栄養に関する情報の提供を行う「食情報提供店」が800店以上となることを目指します。 (京都府健康福祉部健康対策課調べ) |
| 10 | 食育推進計画作成市町村の数 | 23% [6市町] | 58% [15市町村] | 100% [26市町村] | 食育を府民運動として推進していくには、府全域においてその取組が進められることが必要です。食育基本法では、市町村に推進計画を作成するよう努めることが求められており、各市町村において計画を作成し、その地域の特色を生かした食育が推進されることが重要です。このようなことから、推進計画を作成・実施している市町村の割合を100%にすることを目指します。 (京都府農林水産部食の安心・安全推進課調べ) |